
トマトＩＣキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ＩＣキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとしての機能その他当社所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ＩＣチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、トマトキャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはトマトキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはトマトキャッシュカード規定の定義に従います。なお、ＩＣチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. (ＩＣチップ提供機能の利用範囲)

ＩＣチップ提供機能は、この機能の利用が可能なＡＴＭ、ＣＤその他の端末（以下、「ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等」といいます。）を利用する場合に、提供されません。

3. (ＩＣキャッシュカードの利用)

トマトキャッシュカード規定第１条に定める払出提携先・預入提携先・振込提携先のうち、一部の払出提携先・預入提携先・振込提携先において、提携先の都合によりＩＣキャッシュカードの利用ができないＡＴＭまたはＣＤを設置している場合があります。この場合、当該ＡＴＭまたはＣＤではトマトキャッシュカード規定第１条の定めにかかわらず、ＩＣキャッシュカードは利用できません。

4. (ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等の故障時の取り扱い)

ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等の故障時には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。

5. (ＩＣチップ読取不能時の取り扱い等)

- (1) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。この場合、当社所定の手続にしたがって、すみやかに当社にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等においてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当社は責任を負いません。
- (3) 当社の都合により、当社所定の方法でＩＣキャッシュカードの再発行・再交付を行う場合があります。またその場合、当社所定の手数料をいただきます。

6. (当社が契約している指定紛争解決機関)

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109イーネットまたは03-5252-3772

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以 上